

# 第1章 計画の概要

## 1 地域福祉とは

### (1) 地域福祉の定義

“ふくし”とは…

ふだんの ぐらしの しあわせ

これまで“福祉”は、高齢者や障害者、子どもなどの対象者ごとに分かれた制度に基づいて支援体制が整えられ、サービスが提供されてきました。しかし、地域社会が大きく変容する現代社会において、誰もが普段の生活に不安や不便を抱える可能性があります。

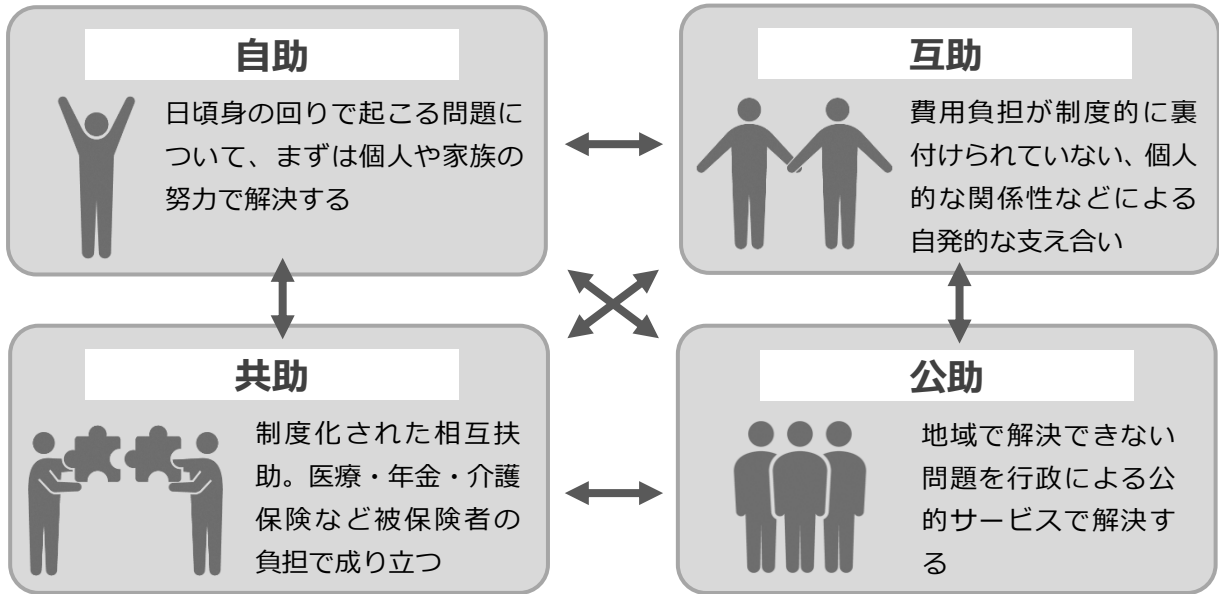
地域福祉とは、そういった課題を行政のサービスだけではなく、隣近所や地域、事業所が主体的に関わり合う中で解決していくことをいいます。

地域は、そこに暮らす住民が主体的に関わり合い、地域のことを自分ごととして考えることでより良くなっていきます。そのため、ボランティアなどの民間の公益的な活動も、行政の穴埋めではなく、“わたしたちの”地域をつくる大きな力となります。また、労力のかかる支援だけでなく、地域の中で顔の見える関係をつくることや、ちょっとした見守り・手助けをすることなども地域福祉につながります。



## (2) 地域福祉を進めるための自助・互助・共助・公助

地域福祉を進めるためには、“自助・互助・共助・公助”の視点を持って、重層的に取り組んでいくことが大切です。また、これまではそれぞれが役割分担して取り組みを進めることに重きが置かれていましたが、昨今の多様化・複雑化する地域生活課題に対応していくためには、それぞれが重なり合って、柔軟に、できることをやっていくことが大切です。

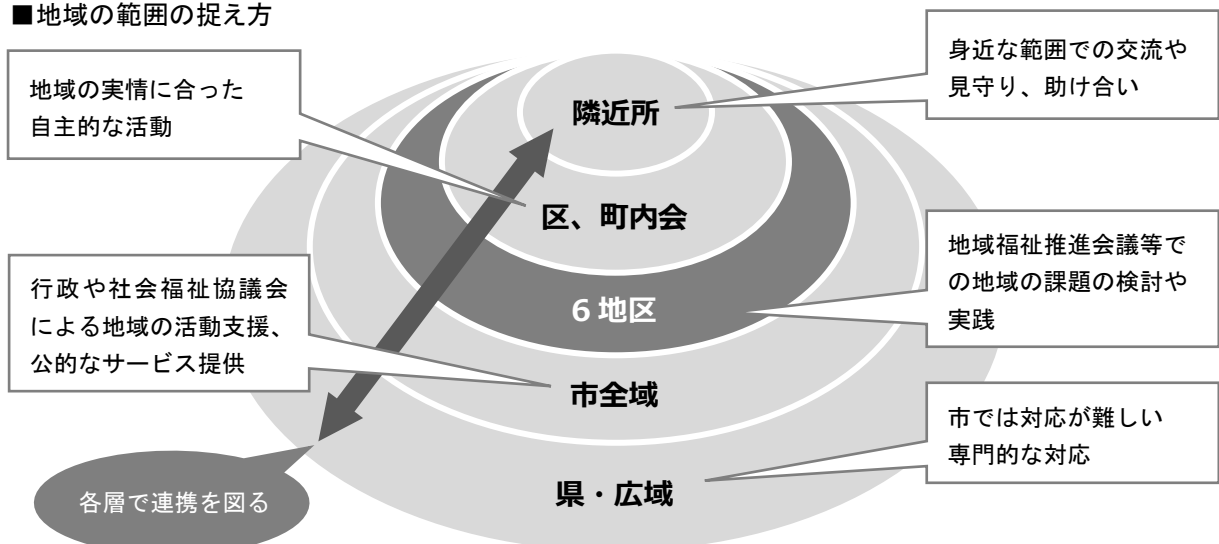


## (3) 地域福祉を進めるための圏域の考え方

地域福祉を推進していくには、身近な隣近所での支え合いから、行政や社会福祉協議会、福祉事業所による専門的な支援まで、地域の課題や実情を踏まえた取り組みが必要になります。

碧南市（以下、「本市」という。）では、これまで市内6地区（新川地区、中央地区、大浜地区、棚尾地区、旭地区、西端地区）において地域福祉推進会議を開催し、地域福祉を進める主要な圏域として役割を担ってきました。今後も、6地区を単位とした課題検討や取り組みの実践を進めつつ、地域を重層的に捉え、各階層が相互に連携し、適切な範囲において多様な施策を展開していきます。

### ■地域の範囲の捉え方



## 2 計画策定の背景

### (1) 策定の趣旨

近年、国全体では人口減少や少子高齢化の進行、都市化や情報化、国際化の進展などにより、社会は大きく変化しています。一人ひとりの暮らしについても、単身世帯や核家族の増加による世帯の縮小、働き方やライフスタイル、価値観の多様化などにより、かつての地域社会の関係性は変容し、地域のつながりの希薄化がみられます。そんな中、地域を取り巻く課題はますます複雑化・多様化しています。例えば、引きこもり\*やゴミ屋敷、生活困窮者等の新たな社会問題や、50歳代の引きこもり\*の子どもと80歳代の介護が必要な親の”8050問題\*”といった複合的な課題を抱える世帯など、従来の分野ごとの福祉制度では対応できない課題がみられます。こうした課題に対応していくには、分野にとらわれず、地域で包括的に困りごとを受け止めることや、関係者の横断的な連携により支援体制を強化することが求められます。

本市では、行政と碧南市社会福祉協議会が個別に策定してきた〔碧南市地域福祉計画〕（市策定）、〔碧南市社会福祉協議会地域福祉活動計画〕（社会福祉協議会策定）を一体とし、平成28年に〔へきなん地域福祉ハッピープラン（第2次碧南市地域福祉計画・第4次碧南市社会福祉協議会地域福祉活動計画）（以下、「前回計画」という。）〕を策定しました。近年は、市内6地区で地域福祉推進会議が開催され、定期的な会合が行われたり、主体的な地域活動が進められています。また、市民の地域参加については、〔碧南市協働のまちづくりに関する基本条例〕（平成25年施行）により、市民や行政が協力し合ってより良い碧南市をつくるための基本ルールが定められています。この考えに基づき、地域の様々な組織が協力して地域自治を進める地域まちづくり組織の設置に向けた活動もはじまっています。

一方で、今後本市でもますます少子高齢化が進んでいくことが見込まれる中、これまで以上に支援を必要とする人の増加が懸念されます。そのため、行政や社会福祉協議会が課題を抱えている人に寄り添い、支えていくことはもちろん、地域や身近な隣近所で互いに支え合っていくことが重要となります。

このたび前回計画が期間満了を迎えるにあたり、あらためて市民や地域の活動団体等が抱える課題や意識、方向性を把握するとともに、これまで推進してきた施策の評価・見直しを行い、新たな本市における地域福祉の方向性を示す必要があります。以上を踏まえ、〔第3次碧南市地域福祉計画〕と〔第5次碧南市社会福祉協議会地域福祉活動計画〕を一体とした〔へきなん地域福祉ハッピープラン（以下、「本計画」という。）〕を策定します。

## (2) 国の動き

国では近年、“地域共生社会”の実現に向けた様々な動きがみられます。平成29年に〔地域包括ケアシステム\*の強化のための介護保険法等の一部を改正する法律〕が成立し、社会福祉法についても改正されました。これにより、地域福祉計画は福祉分野の各計画の上位計画として位置づけられることとなりました。併せて、〔地域福祉計画策定ガイドライン〕も新たに示されています。

### ■地域福祉に関する近年の動き

年月	通知等	内容等
平成12年 6月	社会福祉法の改正	〔社会福祉事業法〕から〔社会福祉法〕へ法律名が改正されるとともに、〔地域福祉の推進〕と〔地域福祉計画〕が法律に位置づけられる。
平成15年 11月	〔地域福祉計画策定への協力並びに地域福祉活動計画推進における社会福祉協議会の取り組み方針〕の提示	全国社会福祉協議会により〔地域福祉計画策定への協力並びに地域福祉活動計画推進における社会福祉協議会の取り組み方針〕が示され、地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定について言及される。
平成20年 3月	〔地域における“新たな支え合い”を求めて－住民と行政の協働による新しい福祉－〕の提示	〔これからの地域福祉のあり方に関する研究会〕の報告により、地域における“新たな支え合い（共助）”を確立するという地域福祉の役割と地域福祉を推進するための具体的な条件整備等が示される。
平成28年 6月	〔ニッポン一億総活躍プラン〕閣議決定	あらゆる場で誰もが活躍できる、全員参加型の社会を目指す。“地域共生社会の実現”が示されている。
7月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置	地域共生社会実現のための具体策を検討する。
10月	地域力強化検討会の設置	住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくり、市町村による包括的相談支援体制等について検討を行う。
平成29年 5月	社会福祉法の改正 （〔地域包括ケアシステム*の強化のための介護保険法等の一部を改正する法律〕の成立）	「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念や、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定される。地域福祉計画に福祉の各分野における共通事項を定め上位計画として位置づけることも明記される。
12月	地域福祉計画策定ガイドラインの提示	地域福祉の推進に関する5つの事項を一体的に定める計画として、〔市町村地域福祉計画〕を策定することが努力義務とされる。
平成30年 4月	改正社会福祉法の施行	
令和元年 5月	地域共生社会推進検討会の設置	市町村における包括的な支援体制の整備のあり方や、今後強化すべき社会保障・生活支援の機能について検討する。とりまとめでは、3つの支援（断らない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援）を一体的に行う市町村の新たな事業の創設等について提示される。

### 3 計画の位置づけ

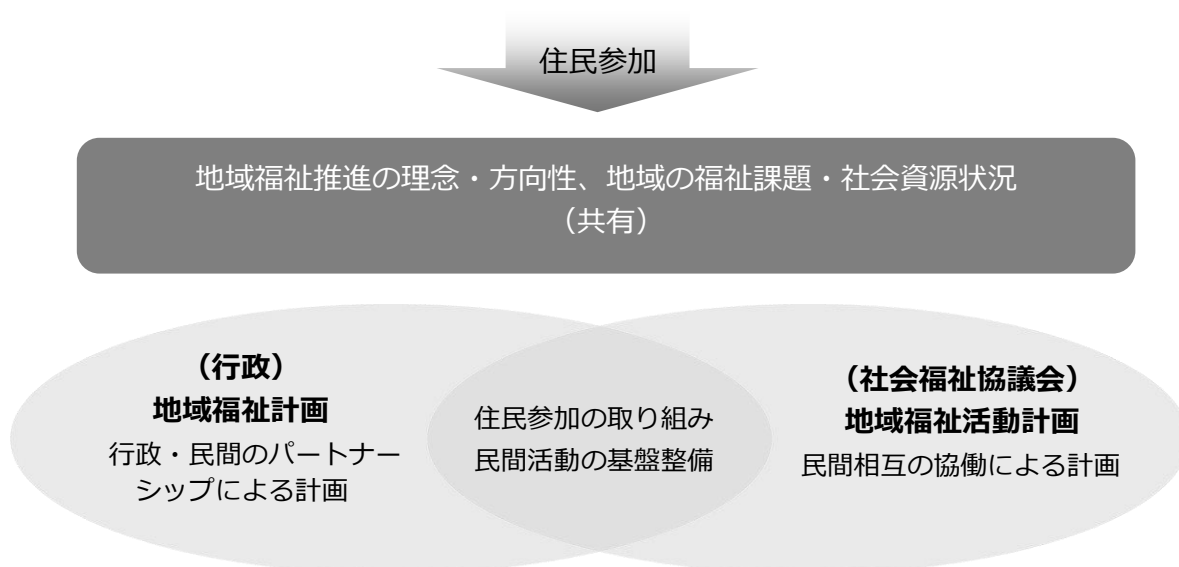
#### (1) [地域福祉計画] と [地域福祉活動計画] 策定の位置づけ

- **[地域福祉計画]** は、社会福祉法第107条に基づいて行政が策定する市町村地域福祉計画です。地域福祉を推進していくための“理念”や“仕組み”を定めた、市の地域福祉推進に関する総合的な方向性や施策を示すものです。
- **[地域福祉活動計画]** は、全国社会福祉協議会が示す [地域福祉活動計画策定指針] において、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」と示されているものです。

[地域福祉計画] と [地域福祉活動計画] は、ともに地域福祉の推進を目指すもので、互いに補完・補強し合う関係となっています。また、策定過程においては住民が参加し、事業者・社会福祉協議会・行政と協働することが重要となり、計画策定自体が住民の福祉意識の向上や、住民相互の関係づくりにつながります。そのため、両計画の内容を共有し、それぞれの計画の実現を支援するための施策を盛り込むことが求められます。

こうした点を踏まえ、本市では、前回計画から両計画を一体的に策定しています。本計画においても、行政と社会福祉協議会が相互に地域福祉の課題や方向性を共有し、取り組みを充実させていく必要があるため、引き続き一体的に策定することとします。

#### ■ [地域福祉計画] と [地域福祉活動計画] の関係

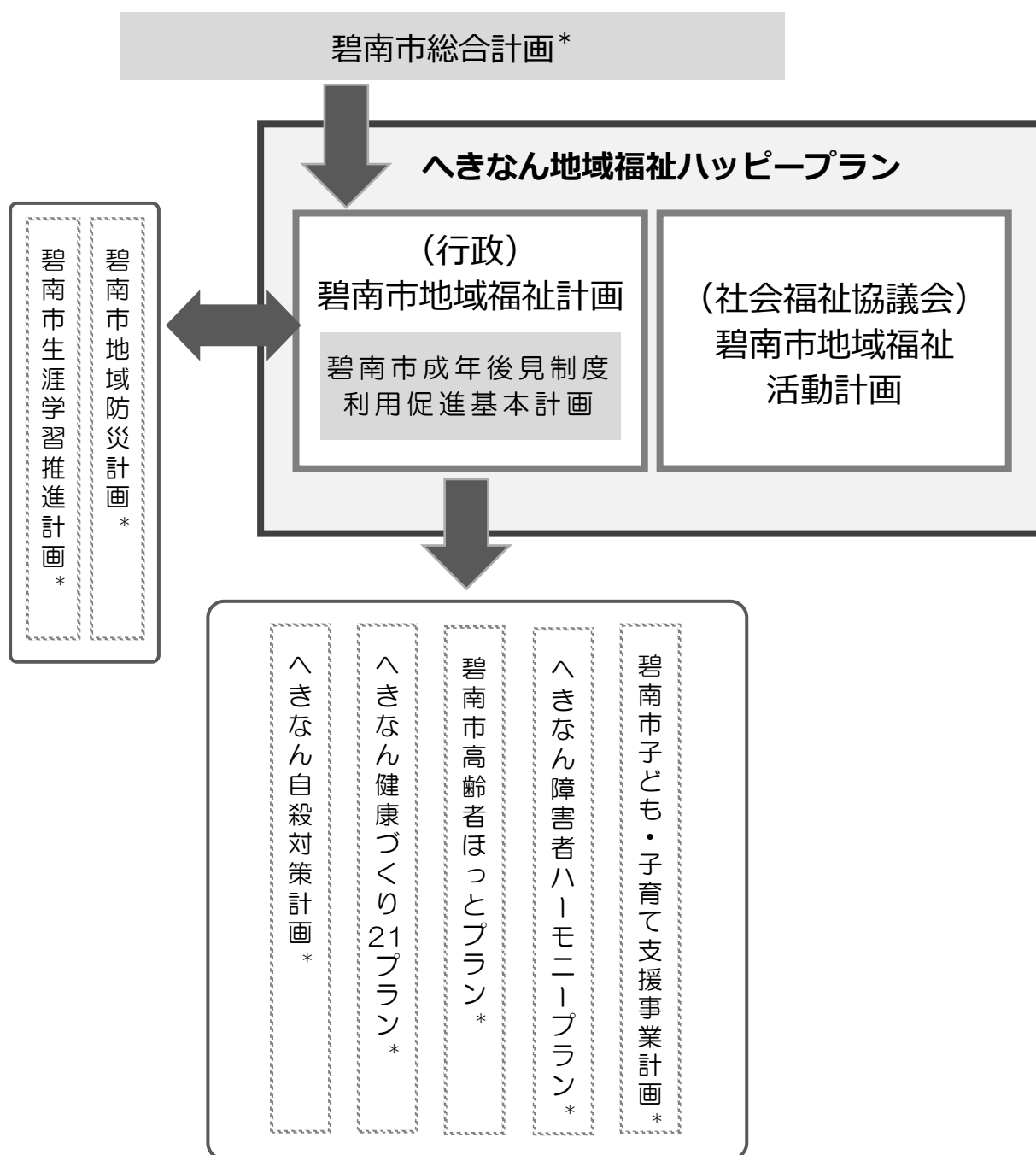


## (2) 他計画との関連

本計画は、本市の最上位計画である〔総合計画〕との整合を図り、策定します。また、〔社会福祉法〕の改正により、地域福祉計画が福祉の各分野の上位計画となったことも踏まえ、子ども・子育て、障害福祉、介護・高齢者福祉などの本市の他の福祉分野の計画とも整合性を図ります。

さらに、〔成年後見制度の利用の促進に関する法律〕に基づく〔市町村成年後見制度利用促進基本計画\*〕も本計画に内包することとします。

### ■他計画との関係



### (3) 社会福祉協議会の概要

社会福祉協議会（以下、「社協」という。）は、社会福祉法第109条に“地域福祉の推進を図ることを目的とする団体”として規定された社会福祉法人です。

社協は、以下の事業を行う地域福祉活動の推進組織として、中核的な役割が求められています。

- ①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ④その他、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

これを踏まえ、社協では、本市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として活動しています。

つまり、行政の手の行き届かない社会福祉に関する様々な事業を行うことで、住民が安心して暮らせるまちづくりを進めています。

## 4 計画の期間

本計画の計画期間は6年とし、必要に応じ、見直しを行います。

■計画の期間		(年度)									
年度	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
地域福祉計画 (行政)	へきなん地域福祉 ハッピープラン					へきなん地域福祉 ハッピープラン					
地域福祉活動計画 (社協)	〔 第2次地域福祉計画 第4次地域福祉活動計画 〕					〔 第3次地域福祉計画 第5次地域福祉活動計画 〕					

## 5 計画の策定体制

本計画の対象は、本市に暮らす住民や、活動する団体、事業所等、本市に関わりを持つすべての人であり、性別、年齢、障害の有無、国籍等に関わらず、誰もが福祉の担い手であり、受け手となります。そのため、計画策定段階においても住民が参加し、地域の課題を自分ごととして考えていくため、次のような体制で計画の策定を進めました。

### (1) 碧南市地域福祉計画策定委員会

学識経験者、地域団体・福祉関係団体の代表者、教育機関の代表者等で構成した〔碧南市地域福祉計画策定委員会〕において、地域福祉に関わる様々な分野から本計画の施策、内容等について検討を行い、計画に反映しました。

### (2) 碧南市地域福祉計画策定委員会作業部会

本市の福祉課及び社協を事務局とし、関係課の職員を部会員として構成した〔碧南市地域福祉計画策定委員会作業部会〕において、計画策定の進め方や課題、計画案の検討・作成を行いました。

### (3) 地域福祉推進会議

市内6地区（新川地区、中央地区、大浜地区、棚尾地区、旭地区、西端地区）において、これまでの各地域の取り組みを踏まえ、今後の方向性等を地域住民同士で検討するため、地域福祉推進会議を各地区2回開催しました。会議は、ワークショップ形式で実施しました。

### (4) 市民意識調査

住民の福祉についての考えや意見等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、18歳以上の本市で暮らす住民を対象にアンケート調査を実施しました。

また、令和元年度に実施した市政アンケートにおいても、地域福祉に関連する項目について、結果の活用・分析を行いました。

### (5) 団体等ヒアリング調査

福祉やまちづくりに関わる団体等の考えや意見を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、各分野で活動する団体等を対象に調査シートによるヒアリング調査を実施しました。

### (6) 関係課等ヒアリング調査

前回計画の施策や事業の進捗状況及び今後の方向性等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、関係課や社協等を対象に調査シートによるヒアリング調査を実施しました。